

横浜市スポーツ医科学センター防犯カメラ運用基準

令和 8 年2月25日制定

(趣旨)

第1条 この基準は、公益財団法人横浜市スポーツ協会(以下、「協会」という)が横浜市スポーツ医科学センター(以下、「スポ医科」という。)の指定管理業務において、その施設の防犯等の目的で設置した防犯カメラの運用について、必要な事項を定める。

2 施設に設置した防犯カメラを運用するに際しては、その設置目的を適正かつ効果的に達成するように努めるとともに、自己の映像を収録された者(以下「利用者等」という。)の権利保護を図らなければならない。

(用語)

第2条 この基準において、防犯カメラとは犯罪の予防(施設の利用状況の確認を主目的とし、犯罪の予防及びカスタマーハラスメントの対応を副次的目的とする場合を含む)として、特定の場所に常設するカメラで、映像表示、通信、録画のために必要な関連機器で構成される装置をいう。

(防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ扱い担当者)

第3条 施設における防犯カメラの適正な設置、運用及び維持管理を図るため、防犯カメラ管理責任者(以下「管理責任者」という)を置くものとし、協会の個人情報の保護に関する規程(平成12年10月1日制定)第35条に規定する個人情報保護管理者をこれに充てる。また、防犯カメラ管理責任者の補佐として、防犯カメラ扱い担当者として、同 PMS 管理者もしくは PMS 担当者を充てる。

(防犯カメラの設置に係る措置)

第4条 管理責任者は、防犯カメラを設置するに際し、次の措置を講じなければならない。

- (1)利用者の権利保護を図るために、防犯カメラの撮影対象区域を設置目的の達成に必要最小限の範囲となるように調整すること。
- (2)防犯カメラ撮影対象区域の見やすい場所に、防犯カメラを設置している旨を表示すること。
- (3)映像表示機器及び録画機材の設置場所については、管理責任者の許可を得たもの以外の立ち入りを禁止する等の措置を講じ、映像の外部漏えい等を防止すること。

(委託に係る措置)

第5条 管理責任者は、防犯カメラの運用に係る業務を、協会以外のものに委託することができる。ただし、その場合においては、受託者との委託契約等によって、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)及び規則の規定に基づく個人情報保護措置の履行を義務付けるとともに、臨時立入検査を実施し、検査結果を記録しなければならない。

(記録等の保管・取扱い)

第6条 管理責任者は、防犯カメラによって撮影された映像及び映像を収録した記録媒体(以下「記録媒体」という)について、次の措置を講じなければならない。

- (1)映像及び記録媒体の取扱者を定めるとともに、映像及び記録媒体にアクセスできる者を限定すること。

- (2) 映像及び記録媒体の保管期間(重ね撮りする場合は、上書きするまでの期間)を定め、当該機関経過後は速やかに映像の消去又は記録媒体の破砕等の処理を行うこと。
- (3) 映像を撮影時の状態のまま保管すること。
- (4) 記録媒体の映像表示機器及び録画機材設置場所外への持ち出しを禁止すること。ただし、保守点検等の理由により管理責任者が許可した場合は、この限りでない。
- (5) その他、映像及び記録媒体の不正利用、外部流出、改ざん及び逸失等を防止するために必要な措置を講ずること。

(目的外利用及び外部提供)

第7条 映像及び記録媒体の内容は、公開してはならない。ただし、次に掲げる場合は、管理責任者は、映像及び記録媒体を設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供することができる。

- (1) 法令の定めがあるとき。
- (2) 映像から識別される特定の個人(以下「本人」という。)の同意がある場合。
- (3) 人の生命、身体又は財産を保護するために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (5) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 管理責任者は、前項の規定により映像及び記録媒体を設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供しようとするときは、あらかじめ健康福祉局健康推進課と協議しなければならない。

(開示請求)

第8条 管理責任者は、本人からの映像の開示について求めがあった時は、個人情報保護法、横浜市個人情報保護に関する条例(令和4年12月条例第38号)、規則その他関係法令の規定に基づき所定の手続きを行わなければならない。

(苦情処理)

第9条 管理責任者は、利用者等から防犯カメラの設置、運用等に関する苦情を受けたときは、速やかに対応し、適切な措置を講じなければならない。

(委任)

第10条 本基準に定めのない事項については、管理責任者が健康福祉局健康推進課と協議して定める。

付則

この基準は、令和8年3月10日から適用する。